

## 2. 災害に対する支援状況

### 2.1 人的被害・建物等被害支援

#### 2.1.1 人的被害・建物被害の状況

栃木地域内での巴波川や赤津川の氾濫、小河川の内水氾濫により多数の住家被害が発生した。

人的被害		住家被害					
死者 (人)	負傷者 (人)	全壊 (棟)	大規模半壊 (棟)	半壊 (棟)	一部損壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
1	1	3	8	75	3	635	1,990

#### 2.1.2 災害相談・支援窓口の開設

被災者への支援として、復旧・復興支援総合窓口を開設した。

##### (1) 開設の概要

###### ① 総合窓口

期間：平成 27 年 10 月 22 日（木）から 11 月 20 日（金）の土日祝を含む毎日

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場所：市役所本庁舎 4 階 401 会議室

###### ② 出張窓口

日時：平成 27 年 11 月 1 日（日）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

場所：部屋地区公民館

##### (2) 総合窓口の内容

番号	受付内容	所管課
1	被災者住宅復旧支援事業費補助金	危機管理課
2	被災住宅再建等利子補給金	住宅課
3	被災家財等購入等補助金	社会福祉課
4	崩土等除去・敷地復旧補助金	農林課（農地） 環境課（共同墓地） 都市計画課（土地）
5	農業用機械購入等支援補助金	農林課
6	粃・玄米処理対策事業費補助金	農林課
7	病虫害防除用農薬購入等補助金	農林課
8	いちご苗等の優良種苗緊急確保事業	農林課
9	被災事業所等復旧支援事業費補助金	危機管理課
10	中小企業再建支援補助金	商工観光課
11	中小企業災害復旧資金融資利子補助金	商工観光課
12	り災証明書	危機管理課

### (3) 課題・反省点

#### ① 開設時期について

被災の範囲が広がったことで、開設期間内に修理や購入が間に合わず、添付書類である「購入（修繕）した費用を証明する書類」が窓口開設期間内に用意できない方もいたため、申請準備が整うタイミングに合わせて総合窓口の設置を検討する必要がある。

#### ② 総合窓口形式の選択について

復旧・復興支援に関係する部署を一室にまとめて開設したが、総合窓口に来庁するお客様は少なかった。関係部署が7課に限定されていたため、最初に受付をした課が、他の関係課係員を呼び、申請件数の多いメニューのみ全窓口で対応できるようにしておくなどの体制（連携窓口）も考えられる。

### 2.1.3 災害相談支援窓口の開設（市民生活課）

#### (1) 被災者のための無料法律相談の実施（市民生活係）

- ・栃木県弁護士会の協力により、被災された方を対象に、無料の法律相談を行った。

期 日 平成27年10月9日（金）

時 間 第1回：午前10時～12時（4枠のうち3件実施）

第2回：午後1時～4時（6枠のうち2件実施、1件キャンセル）

※ 1枠はおよそ30分間。予約制。

場 所 第1回：501会議室・第2回：市民相談室

周 知 新聞折り込みに掲載（第1回、第2回 10/4 発行）、FMくらら等

※栃木県弁護士会からFAX送信。希望する市町において無料法律相談を実施すると  
の内容であったため連絡をとり実施に至った。

※通常の弁護士相談日（総合相談日）に併せて実施した。

#### (2) 被災された方の相談窓口開設（土・日・祝）

シルバーウィークの5日間、電話問合せ対応のため、職員を各日1人配置した。

9月19日（土）～9月23日（水・祝）9時～16時

同様に、9月26（土）、27日（日）も実施した。

#### (3) 常設の市民相談における被災者相談受付

受付件数 221件

#### (4) 災害証明書の申請書預かり

- ・市民生活課をり災証明預かり所とし、申請書用紙の配付、記入の仕方の説明、記入した申請書の預かりを実施した。

期 間 9月17日（木）～10月21日（水）

※10月22日（木）から401会議室に開設された復旧・復興支援総合窓口でり災証明書の申請受付を行うこととなったため、終了となった。

## 2.1.4 災害見舞金

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例に基づく見舞金額

【死亡】

1件 100,000円

【床上浸水被害】

1,125件 109,550,000円（100,000円×1,066件 50,000円×59件）

【床下浸水被害】

1,745件 17,025,000円（10,000円×1,660件 5,000円×85件）

## 2.1.5 建物等被害支援金

### ① 被災者生活再建支援金（国・県）

【全壊、大規模半壊で基礎支援金 100万円＋加算支援金 200万円まで】

12件、21,000,000円

### ② 被災者住宅復旧支援事業費補助金

【半壊で 50万円まで、一部損壊で復旧費用の 50%で 10万円まで】

217件、25,443,500円

### ③ 被災住宅再建等利子補給金

【500万円以内の融資利子（3%以内）を 5年間】

3件、339,241円

### ④ 被災家財等購入等補助金（家財・家電・自動車）

【家財・家電の修繕、購入費用の 20%で 1世帯 10万円まで、自動車の修繕、購入費用の 20%で 1世帯 20万円、1台 10万円まで】

688件、47,102,000円

### ⑤ 崩土等除去・敷地復旧補助金

【農地の崩土等除去、敷地復旧費用の 50%で 20万円まで、共同墓地の崩土等除去、敷地復旧費用の 50%で 100万円まで、土地の崩土等除去、敷地復旧費用の 50%で 20万円まで】

86件、13,845,000円

### ⑥ 被災事業所等復旧支援事業費補助金

【事業所等の復旧費用で全壊 100万円まで、大規模半壊等 75万円まで、半壊等 50万円まで、一部損壊等復旧費用の 50%で 10万円まで】

50件、13,005,289円

### ⑦ 中小企業再建支援補助金

【事業用設備の更新、改修等費用の 20%で 100万円まで】

26件、13,440,000円

⑧ 中小企業災害復旧資金融資利子補助金

【償還期間中に見込まれる利子の80%で100万円まで】

20件、8,578,000円

⑨ 災害援護資金貸付金

【家財3分の1以上の損害で150万円まで】

5件、7,200,000円

総合窓口の様子



## 2.1.6 課題と対応策

### 各種支援制度に関する対応策

#### (1) 総合相談窓口について【総務課】

- ・職員の配置については、窓口に常駐であったため特に支援所管課の職員の負担が大きかった。被災された方の相談の内容により担当職員を呼び、対応することで職員の負担が軽減されると考える。
- ・総合窓口開設時期について、復旧できていないため早すぎるというご意見をいただいた。災害後1か月を経過してはいたが、大規模な災害であったため、申請できる方は一部に限られてしまった。災害の規模によって開設時期を見極める必要がある。

#### (2) 災害見舞金について【社会福祉課】

- ・訪問による配付は、多額の現金を持ち歩くこととなり危険が伴う。また、多額の現金を金庫に保管することになり、現金の管理を徹底する必要がある。これらのことを考慮すると、口座振込による支給方法も検討の余地がある。
- ・訪問の際、認知症の方などが、実際は被害があっても被害なしと申し出てしまうケースが多数見受けられた。高齢者や認知症の方への訪問は、あらかじめその情報を把握し、家族の立ち会いを求めるなどの配慮が必要。
- ・家屋調査時に面接していないお宅については、被害状況を推測により判断しているため、見舞金配付時に調査結果と実際の被害が違うことが判明し、再度調査に伺わなければならないことが度々あった。被害状況を確実に把握してから配付できるよう工夫が必要。
- ・最初に準備した見舞金が足りない状況となったこともあり、同じ地域（同じ班内など）でも、既にお渡しできているお宅とできていないお宅ができ、配付時期にかなりの差が出てしまった。同じ町内はある程度同じ時期にお渡しできるよう、配付の順番・体制を考える必要がある。

#### (3) 被災者住宅復旧支援事業について【危機管理課】

- ・当該条例は、浸水被害を想定していない支援制度であるため、改正が必要である。
- ・また、一部損壊世帯の補助要件の緩和と上限額の見直しが必要である。  
(例：復旧に要する経費の2分の1の額を撤廃し、上限についても10万円から30万円に改正)
- ・現在、この支援制度は危機管理課が所管しているが、危機管理課は災害対応の統括を行うことから、所管課の見直しが必要と考える。

#### (4) 被災事業所等復旧支援事業について【危機管理課】

- ・当該要綱は、被災者住宅復旧支援条例の適用範囲内で制定した本災害のみに適用される要綱であるため、さまざまな自然災害にも適用できるような条例化を検討する必要がある。
- ・現在、この支援制度は危機管理課が所管しているが、危機管理課は災害対応の統括を行うことから、所管課の見直しが必要と考える。

(5) 被災家財等購入等補助金（家財・家電）について【社会福祉課】

- ・補助の対象となる方については、本補助金と住宅復旧支援事業費補助金のどちらも該当するケースが多数あったが、補助金の所管課が別々だったため1つの窓口で申請が完結できなかったため、所管課は1つにすべきだった。

- ・広報、新聞折り込み、HPで周知を図ったが、申請期限2月前に個別に案内通知（期限到来のお知らせ）を出したところ制度を知らない方が多かったため、受付開始前に通知を発送し、制度の周知を図ればよかった。

(6) 被災家財等購入等補助金（自動車）について【社会福祉課】

- ・受付開始前に必要書類として契約書や廃車証明書等を想定していたが、実際に受付を開始してみると、新車購入時に契約書がもらえないことや、廃車の際に廃車証明の名義が解体業者名義になってしまうことなど、想定していた書類がそろわず、他の書類で代用することが多かったため、事前に関係機関へ問い合わせ、内容を確認すべきだった。

(7) 被災住宅再建等利子補給金について【住宅課】

- ・今回の災害のみならず今後発生する自然災害に対しても適用可能な有用性のある制度とすることができた。

- ・ただし、利子補給金という性質上、複数年に亘って報告や請求の手続きが必要になり、申請者と市の双方にとって手続きが煩雑であるため、利子補給金以外の住宅再建支援補助を検討する余地がある。

(8) 空き家解体費一部助成制度について【住宅課】

- ・災害見舞金や被災者住宅復旧支援事業のなどと同様に解体費補助の対象の可否を判断するため現地調査を行う必要があったが、被災者への負担を軽減する必要があることから、現地調査については担当間の連携した対応を検討する余地がある。

(9) 農業用機械購入等支援補助金について【農林課】

- ・国の支援策と市の支援策の連携により、きめ細やかな農業支援が実施できる。国の支援方針の情報を収集していく必要がある。

※農業用機械購入補助については、国が被災農業者向け経営体育成支援事業を10月29日付けで発動した。（国30%・県20%・市10%）経営規模の拡大など条件有

(10) 中小企業再建支援補助金について【商工観光課】

- ・被害状況調査による補助金執行額の見込みと比較して、平成28年1月末現在、執行額が低く推移している。

- ・今後改めて、ホームページや広報とちぎへの掲載により周知を図るほか、再度、金融機関や商工団体から利用を呼びかけていただくよう依頼する。



## 2.2 農業被害・農業団体支援

### 2.2.1 農業作物被害

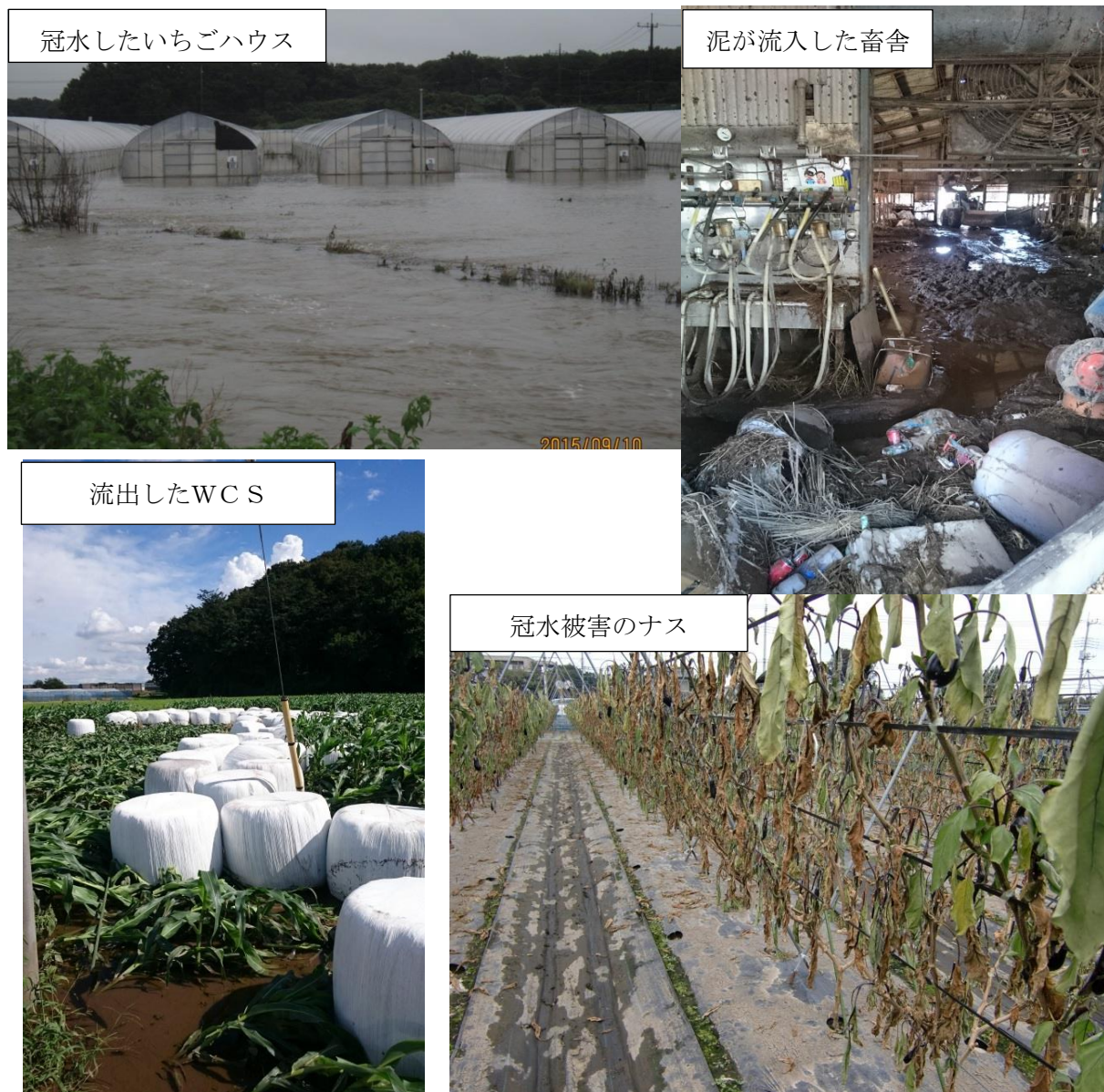
被害農家戸数：2,051 戸

被害面積：1,497.14ha

被害金額：455,217 千円

(内訳)

作物	被害農家数(戸)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
水 稻	1,735	1,326.66	317,599
に ら	65	13.85	38,899
大 豆	59	110.00	37,450
いちご	123	26.13	26,100
ナ ス	30	3.86	25,557
トマト	31	13.03	3,562
上記以外	8	3.61	6,050



## 2.2.2 農業者被害支援金

### ① 農業用機械購入等支援補助金

【冠水した農業用機械の購入、修理等の費用で 15 万円まで】

41 件、6,150,000 円

### ② 粃・玄米処理対策事業費補助金

【冠水した粃・玄米の処理費用を収穫面積 10 アールにつき 10,500 円まで】

7 件、1,050,000 円

### ③ 病虫害防除用農薬購入等補助金

【農薬、肥料、種苗等の購入、被害農作物の後片付け経費を補助】

0 件

### ④ いちご苗等の優良種苗緊急確保事業補助金

【豪雨災害によるいちご苗等の購入等に要する経費を補助】

18 件、2,954,520 円

## 2.2.3 農業団体支援

### ・市単独土地改良事業補助金

施設 124 件、114,691,776 円 農地 18 件、5,198,693 円

## ○法面復旧、及び水路土砂浚渫

着工前



完了





○法面復旧

着工前



完了



## 2.2.3 課題と対応策

### 2.2.3 農業団体支援

(課題)

- 土地改良区区域外の林地等からの土砂流入により被害を受けている。

(対応策)

- 林地等の維持管理を行っていく必要がある。

## 2.3 住宅被害支援

### 2.3.1 片柳市営住宅

片柳市営住宅 96 戸床上浸水（入居世帯 39 戸）⇒ 他市営住宅転居 29 世帯

退去 10 世帯（内施設入所 4 世帯）

入居者の避難支援、転居に関する相談・支援（転居先市営住宅の施設整備も含む）、片柳市営住宅内のゴミ撤去支援、消毒等を実施した。



## 2.3.2 被災者向け支援

### ①空き家バンク・民間賃貸住宅等の紹介

被災者の方で、住宅をお探しの方に、空き家バンクの紹介、または民間アパート、マンション等を探している方に対しては、栃木県宅建協会県南支部の協力により、物件紹介を行った。

### ②市営住宅等の特別募集

被災者を対象に、県営住宅、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の特別募集を実施。最大1年までの入居を許可した。

県営住宅1戸、市営住宅7戸、特定公共賃貸住宅3戸 合計11戸入居。

### ③被災住宅の解体補助

被災者を対象に、既存の空家解体費補助制度を拡大し、被災住宅の解体支援を行った。

解体戸数 19戸

### ④被災住宅再建等利子補給金

被災者の初期負担を軽減し、被災住宅の再建等を促進することを目的に、被災住宅の再建等のために必要な資金を借り入れたことにより生じる利子を市が補給する制度を創設した。

申請者 3件



## 2.4 災害ごみ処理・防疫

### 2.4.1 災害ごみ処理

旧栃木中央小仮置き場の様子（栃木地域）



水害発生4日後の様子（栃木地域・栃木地区）



水害発生翌日の様子（栃木地域・吹上地区）



水害発生翌日の様子（栃木地域・吹上地区）



拠点回収の様子（大平地域・川連公民館）



拠点回収の様子（大平地域・川連公民館）





大平総合支所駐車場仮置き場の様子（大平地域）



大平総合支所駐車場仮置き場の様子（大平地域）



部屋地区公民館仮置き場の様子（藤岡地域）



部屋地区公民館仮置き場の様子（藤岡地域）



部屋地区公民館仮置き場の様子（藤岡地域）



水害発生後の様子（藤岡地域・西前原地区）



(1) 災害ごみの収集期間

地 域	収集期間	収集状況	備 考
栃木地域	9/12～10/2	戸別収集 (大平・藤岡地域は、 戸別収集及び拠点回 収を実施)	収集期間後は、随時戸別収集 を実施
大平地域	9/16～9/30		
藤岡地域	9/16～9/30		
都賀地域	9/12～9/30		
西方地域	9/14～9/30		
岩舟地域	9/14～9/30		

(2) 災害ごみの処理量

【単位：トン】

種 別	可 燃	不 燃	粗 大	処理困難物	土砂混合	合 計
処理量	776.41	469.76	568.37	344.90	3,200.90	5,360.34

(3) 災害ごみの受入れ

9月11日から10月31日まで（午前8時30分～午後4時）の間、日曜日、祝日を含め毎日、災害ごみの受入れを行った。

(4) 災害ごみ仮置き場の設置

災害ごみの回収にあたり、被災場所からとちぎクリーンプラザまで距離があることから、市内に災害ごみの仮置き場を設置した。

地 域	設置箇所
栃木地域	旧栃木中央小
大平地域	大平総合支所駐車場
藤岡地域	部屋地区公民館
都賀地域	—
西方地域	—
岩舟地域	静和地区公民館

ボランティアや職員による災害ゴミの回収（栃木地区・吹上地区）



地域住民・職員による土砂回収（栃木地域・吹上地区）土砂の仮置き場の様子（衛生センター）



## 2.4.2 防疫

### （1）防疫噴霧消毒散布期間

地 域	散布期間	散布状況	備 考
栃木地域	9/12～9/30	1 巡目完了	1 巡目完了以降は、未実施（留守、未片付け等）の被災者から要請のあった家屋について、随時散布を実施
大平地域	9/16～9/30		
藤岡地域	9/16～9/29		
都賀地域	9/12～9/30		
西方地域	9/16～9/21		
岩舟地域	9/12～9/30		



(2) 消毒散布件数

地 域	件数
栃木地域	1,633
大平地域	155
藤岡地域	44
都賀地域	18
西方地域	15
岩舟地域	10
合計	1,875

(3) 消毒散布状況



(4) 職員動員状況 (9月12日~11月30日 作業日数 80日間)

	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	合計
廃棄物動員人数(人)	1,453	228	380	48	35	2,144
使用車両台数 (台)	699	72	114	21	15	921

※のべ人数、のべ台数

### 2.4.3 課題と対応策

#### (災害ごみ処理)

##### ①災害状況の把握

###### 【課題】

- 水害の範囲や住宅の浸水状況がわからず災害ごみの排出量の検討ができなかった。
- 災害直後の関係各課、自治会等からの情報が不足していた。

###### 【対応策】

- 危機管理課等で情報をイントラネット等に更新時を含め随時掲載していただきたい。  
(災害の範囲程度、避難所等を地図で表示する。)

##### ②災害ごみ収集の周知

###### 【課題】

- 災害ごみ収集の周知方法が事前に決まっていなかったため、災害ごみ収集の周知が遅れた。
- 今回、住宅の浸水被害の特に大きい市役所周辺エリアにおいて12日・13日に災害ごみの特別戸別収集を実施したが、特別収集を周知するにあたり、発災直後の11日に職員がチラシを被災者宅にポスティングした。
- 今回、被災地域が広域であったことから、災害ごみの受け入れ処分についてのチラシを発行し、職員が被災者に配付した。

###### 【対応策】

- 市民への情報提供・周知方法などについて、事前に決めておく必要がある。

##### ③災害ごみ仮置き場の確保

###### 【課題】

- 被災者が個人でクリーンプラザへ搬入しようとしたが、被災者が多すぎて長蛇の列ができてしまった。
- 仮置き場については、現在、衛生センターに用地を確保しているが、災害場所の被害規模により当該場所だけでは仮置き場が不足する。
- 今回、栃木地域は旧栃木中央小学校、大平地域は大平総合支所駐車場、藤岡地域は部屋地区公民館、岩舟地域は静和地区公民館に災害ごみの仮置き場を確保することができたが、旧栃木中央小学校については、災害ごみ処分後に汚染土壌の入替えを行うことになった。

###### 【対応策】

- 災害ごみの仮置き場を複数箇所、事前に決めておく。
- 災害が発生する以前からごみの仮置き場をあらかじめ関係課で決める。
- 土壌汚染の心配がないアスファルトやコンクリートで舗装された場所、重機やごみ収集車両の進入に適した場所、例えば総合運動公園駐車場などが仮置き場として必要である。
- 市有地で広く、住宅に隣接していない未利用地の確保は困難であるが、候補地の選定は事前に行う。



#### ④災害ごみ戸別収集の自宅前排出に伴う道路閉塞による交通渋滞等の防止

##### 【課題】

- 災害ごみを戸別収集するに当たり自宅前排出にしたところ、郵便ポスト周辺にも災害ごみが山積され郵便物が回収できない事案が発生した。
- 道路閉塞により、交通渋滞の発生や緊急車両の通行の妨げになる可能性がある。

##### 【対応策】

- 交通等に影響が大きい場所は、自宅前排出ではなく拠点回収を検討する。
- 曜日ごとに回収する災害ごみをある程度限定し、例えば月・火は粗大ごみの回収日などにすることができれば、回収効率も上がり交通渋滞等の防止になると考えられる。

#### ⑤災害ごみ回収及び分別体制の確立

##### 【課題】

- 災害ごみの搬出の際は分別の徹底をお願いしたが、分別されず出されてしまい、職員が分別作業を行った。
- 今回、災害ごみ回収については、栃木地域は戸別回収とし、大平地域は拠点回収をメインに場所により戸別回収を行う方式、藤岡地域は戸別回収をメインに拠点回収も行う方式により実施した。回収方式については、被災場所の状況（拠点回収場所の有無など）により異なってしまう。
- 災害ごみ等の回収及び分別は、家庭ごみ収集業務委託業者への災害ごみ回収及び分別応援体制の確立が必要である。
- 仮置き場に集めた災害ごみは処分するに当たり、分別が必要である。
- 旧栃木中央小仮置き場では、作業員が不足、市の事務職員が重機を使用して分別を行っていたが、現実的ではない。
- 回収及び分別にあたり、重機の確保と専門知識をもった事業者の協力及び作業要員の確保が必要である。
- ボランティアの方々が、被災者の要望で、災害ごみを家の中から外に運び出していたが、置き場が無いため、被災者宅前の道路に積み上げていた。

##### 【対応策】

- 人的余裕のない復旧初期は拠点回収を主とし、人的余裕ができてくれば戸別回収も検討するがその線引きを決めておく必要がある。
- 家庭ごみ収集運搬業務委託業者への協力体制の確認
- 作業員の確保（家庭ごみ収集業務委託業者、栃木市建設業協同組合との連携）
- ボランティアセンターと連絡を密にし、事前にボランティアが入る家を把握し、ボランティアの力を借り、効率よく収集をする。（実際、現場で連絡を取り何箇所か収集を行ったが、とてもスムーズに回収できたので、事前に連絡体制が整えられていれば、更にスムーズになると思われる。）

## ⑥車両等の確保

### 【課題】

- ・トラック及び軽トラックなどの災害ごみ収集運搬を行うことができる公用車が少なく、作業車両が不足していた。

### 【対応策】

- ・災害協定締結事業者等から車両を確保する

## ⑦人員配置

### 【課題】

- ・災害ごみ回収に当たる実働部隊に気を取られてしまい、補助金申請などの内部処理が手薄になってしまった。
- ・多くのボランティアの従事と、職員を動員して作業を行ったが、連日の作業で疲労困憊し、体力の限界を超えて作業に従事した職員が多くいた。
- ・災害ごみ回収にあたり、回収チームを編成したが、分別等の判断ができず、現場の判断で対応していた。

### 【対応策】

- ・災害の種類・規模により判断が困難であるが、全職員が一定の休暇が取れるように人員の確保が必要である。
- ・回収チームの編成にあたり、リーダーとして係長級の職員を配置する。

## ⑧土砂の回収について

### 【課題】

- ・土砂の回収について、宅地を含め田畑に流れ込んだ土砂やごみを環境課で実施した。
- ・河川から流れ出た土砂については優先順位から対応に遅れがあった。

### 【対応策】

- ・市で回収する場合、担当する課を決めておく必要がある。
- ・問合せに即時対応できるよう対応担当を簡略化し窓口、電話対応に周知する。

## ⑨本庁及び総合支所との連携

### 【課題】

- ・本庁と総合支所との連絡体制や現状の把握など連絡体制の確立
- ・総合支所の職員の絶対数が不足している。

### 【対応策】

- ・連絡体制のマニュアルを作成
- ・全庁的な職員の動員・配置の検討

## ⑩その他

- ・土砂災害、雨水対策についての問い合わせであったが、環境課が対応することになってしまった事例があった。

## (防疫)

### ①迅速な情報の把握

#### 【課題】

- ・情報が少なく職員が消毒を行うか、業者に委託するのか迷った。
- ・各課や自治会からの情報が少なく、対応の準備が難しかった。

#### 【対応策】

- ・イントラネットに災害情報を掲載して頂きたい。

### ②周知の方法

#### 【課題】

- ・環境課で消毒を行っているという情報を知らない市民がいて、もっと早く知りたかったという声があった。
- ・ホームページや折り込みチラシのみならず、回覧板や防災無線等を活用して市民へ呼びかける。

#### 【対応策】

- ・様々な情報ツールを活用し、市民への周知が必要。

### ③消毒作業の業者確保

#### 【課題】

- ・業者に委託する際、何処に頼むのか、委託料の算定資料が無くとまどった。

#### 【対応策】

- ・防疫作業の委託業者リストの作成。災害時の契約を事前に決めておく。
- ・あらかじめ、対応マニュアルを作成し、業者との間で取り決めをしておく事が必要。

### ④消毒作業の職員確保

#### 【課題】

- ・件数がかかり多く、申込者に消毒を行うのに時間がかかった。

#### 【対応策】

- ・職員を動員できる体制を確保しておく。
- ・動員できる職員を平常時からできるだけ多く確保することが必要。

## 2.5 災害ボランティア活動

### 2.5.1 災害ボランティア活動状況

活動期間：9月11日～12月14日

要望件数 229件

派遣回数 434回

災害ボランティア従事者

- 一般ボランティア延人員 1,987人  
※内訳：市内381人、県内495人、県外1,111人
- その他従事者延人員 767人  
※県・県内社協等、(一社)栃木青年会議所、NPO法人ハイジ、市等





## 2.5.2 課題と対応策

- 福祉避難所のあり方について

- ⇒今後、福祉施設（介護関係、障害関係）と避難所の協定を締結予定。

- 災害ボラセンの立ち上げについて、もっとスピーディにとの意見があったが、市からの要請を待たずに独自に立ち上げるのがいいのか、今まで同様のやり方がいいのか。

- ⇒行政で行っている災害関係の会議に社協が参加したらどうか。

- ⇒予め、地域ごとに災害ボラセン設置場所を決めておいてはどうか。

- ⇒ある程度機材がそろっている場所を探しておくべき。

- ⇒事前のニュースで、台風等の直撃情報があれば事前に支援委員会を開催するのもあり。

- どこまでボランティアが対応するのか、災害ボラセンとしての共通理解をしておくべき。

- ⇒鹿沼ボラセンでボランティアによっての対応差があるという課題があった。生業に係る部分はNPOで立ち上げたボラセンが対応とすみ分けていた。

- ⇒基本的には生活の再建が目的。

- ⇒住居、庭は対応。空家（ただし、近隣の異臭などのケースは対応）、田畑は対象外という考えは継続。

- ボラセンの介入拒否ケースもあったため、気軽に頼めるような周知も必要とされる。

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座については今後続けていくか。

- ⇒平成28年9月11日に栃木県、県社協主催の防災訓練が栃木市で開催予定。

- ⇒6月24日、くららで市職員、一般市民対象に国府公民館で災害講座実施。

- ⇒災害ボランティアコーディネーター養成講座については他事業と合同実施か単独か。

- ⇒災害ボラセン立ち上げ訓練を行うなら、単独実施が望ましい。

- ⇒6月17日に市社協で実施。

- 支援委員会の頻度についてはどうか。

- ⇒年1回程度を定例とし、その他については必要に応じて実施。

- ⇒マニュアルの改正についても支援委員会で考慮していきたい。



## 2.6 避難所の開設・運営

### 2.6.1 避難所の開設状況

9月9日 16:55の土砂災害警戒情報の発表に伴い、17:30に避難勧告を発令した。その避難勧告に合わせて、7箇所の避難所を開設した。

その後は、被害の発生が予測される地区について18の避難所を開設した。

避難者の最大値は、9月10日であり、16施設において、446世帯、1,055人が避難所に避難した。

地域	避難所	開設	閉鎖	再開設	再閉鎖	最大避難者数
栃木地域	寺尾公民館	9月9日 17時30分	9月11日 6時30分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	32人
	吹上公民館	9月9日 17時30分	10月8日 8時30分			27人
	皆川公民館	9月9日 17時30分	9月11日 6時30分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	70人
	長寿園	9月9日 19時45分	10月31日 9時00分			113人
	栃木中央小学校	9月9日 21時00分	10月17日 8時30分			196人
	栃木西中学校	9月9日 22時45分	9月10日 17時30分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	130人
	栃木南中学校	9月9日 22時45分	9月10日 17時30分			18人
	栃木東中学校	9月10日 7時30分	9月10日 17時30分			0人
大平地域	大平公民館	9月9日 17時30分	9月28日 18時00分			204人
	真弓集会所	9月9日 23時35分	9月10日 15時00分			0人
	大平東地区公民館	9月9日 23時35分	9月10日 15時00分			8人
藤岡地域	藤岡公民館	9月10日 0時00分	9月14日 17時00分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	58人
	藤岡第二中学校	9月10日 0時00分	9月14日 17時00分			244人
都賀地域	大柿コミュニティセンター	9月9日 17時30分	10月8日 17時30分			32人
西方地域	真名子夢ホール	9月9日 17時30分	9月11日 6時30分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	63人
	西方保健センター	9月9日 22時45分	9月11日 17時00分			23人
	総合文化体育館	9月10日 2時00分	9月10日 15時00分			11人
岩舟地域	岩舟公民館	9月9日 17時30分	9月11日 6時30分	9月17日 18時00分	9月18日 19時00分	22人

## 2.6.2 避難所の食料及び物資の配給

年月日	品名	数量	単位	備考
H27.9.10	弁当	1,100	個	金額 115,500 円
H27.9.10	おにぎり	1,500	個	金額 157,500 円
H27.9.10	弁当・お茶セット	500	個	金額 250,000 円
H27.9.10	お茶	1,820	本	金額 165,620 円
H27.9.11	菓子パン	500	個	金額 36,180 円
H27.9.11	お茶	600	本	金額 25,920 円
H27.9.11	おにぎり	250	個	金額 81,000 円
H27.9.11	お茶	250	本	金額 27,000 円
H27.9.11	弁当・お茶セット	260	個	金額 130,000 円
H27.9.12	弁当	260	個	金額 111,540 円
H27.9.12	かゆ	10	個	金額 970 円
H27.9.12	弁当	260	個	金額 140,400 円
H27.9.12	お茶	260	本	金額 28,080 円
H27.9.12	弁当・お茶セット	260	個	金額 130,000 円
H27.9.13	菓子パン	260	個	金額 18,814 円
H27.9.13	お茶	260	本	金額 11,232 円
H27.9.13	弁当	220	個	金額 106,920 円
H27.9.13	お茶	220	本	金額 23,760 円
H27.9.13	おにぎりセット	260	個	金額 75,660 円
H27.9.14	パン	220	個	金額 40,154 円
H27.9.14	お茶	220	本	金額 9,504 円
H27.9.14	弁当	150	個	金額 75,000 円
H27.9.14	弁当	220	個	金額 87,340 円
H27.9.15	おにぎり	130	パック	金額 42,120 円
H27.9.15	弁当	130	個	金額 32,713 円
H27.9.15	弁当	150	個	金額 64,350 円
H27.9.16	弁当	368	個	金額 198,720 円
H27.9.17	弁当	401	個	金額 216,540 円
H27.9.18	弁当	399	個	金額 215,460 円
H27.9.19	弁当	388	個	金額 209,520 円
H27.9.20	弁当	396	個	金額 213,840 円
H27.9.21	弁当	395	個	金額 213,300 円
H27.9.22	弁当	320	個	金額 172,800 円
H27.9.23	弁当	393	個	金額 212,220 円

H27.9.24	弁当	386	個	金額 208,440 円
H27.9.25	弁当	378	個	金額 204,120 円
H27.9.26	弁当	380	個	金額 205,200 円
H27.9.27	弁当	387	個	金額 208,980 円
H27.9.28	弁当	321	個	金額 173,340 円
H27.9.29	弁当	243	個	金額 131,220 円
H27.9.30	弁当	300	個	金額 162,000 円
H27.10.1	弁当	274	個	金額 147,960 円
H27.10.2	弁当	198	個	金額 106,920 円
H27.10.2	お茶	5	箱	金額 3,495 円
H27.10.3	弁当	246	個	金額 132,840 円
H27.10.4	弁当	231	個	金額 124,740 円
H27.10.5	弁当	223	個	金額 120,420 円
H27.10.6	弁当	198	個	金額 106,920 円
H27.10.7	弁当	193	個	金額 104,220 円
H27.10.8	弁当	122	個	金額 65,880 円
H27.10.9	弁当	165	個	金額 89,100 円
H27.10.10	弁当	154	個	金額 83,160 円
H27.10.11	弁当	142	個	金額 76,680 円
H27.10.12	弁当	144	個	金額 77,760 円
H27.10.13	弁当	132	個	金額 71,280 円
H27.10.13	お茶	5	箱	金額 3,765 円
H27.10.14	弁当	124	個	金額 66,960 円
H27.10.15	弁当	123	個	金額 66,420 円
H27.10.16	弁当	115	個	金額 62,100 円
H27.10.17	弁当	100	個	金額 54,000 円
H27.10.18	弁当	87	個	金額 46,980 円
H27.10.19	弁当	79	個	金額 42,660 円
H27.10.20	弁当	50	個	金額 27,000 円
H27.10.21	弁当	76	個	金額 41,040 円
H27.10.22	弁当	76	個	金額 41,040 円
H27.10.23	弁当	76	個	金額 41,040 円
H27.10.24	弁当	74	個	金額 39,960 円
H27.10.25	弁当	63	個	金額 34,020 円
H27.10.26	弁当	25	個	金額 13,500 円
H27.10.27	弁当	11	個	金額 5,940 円
H27.10.28	弁当	11	個	金額 5,940 円

H27.10.29	弁当	9	個	金額 4,860 円
H27.10.30	弁当	8	個	金額 4,320 円
H27.10.31	弁当	3	個	金額 1,620 円
合計		19,267		金額 6,847,517 円

### 2.6.3 避難所の運営状況



## 2.6.4 課題と対応策

### (1) 避難所の開設時期について

#### 【課題】

- ・ 閉庁時間帯であったため、施設のカギを本庁に取りに行くなど開設するのに時間を要した。
- ・ 地域防災計画に定める避難所（123箇所）すべてを、迅速に開所することは、避難所班だけでは対応できない。
- ・ 避難所を開設する段階で、道路等が冠水しており危険な状況であった。
- ・ 夜間の避難となった。
- ・ 垂直避難が市民に周知されていなかった。

#### 【対応策】

- ・ 施設職員の参集時間の短縮を図るために、気象状況等の情報を事前に提供するなど、施設管理者との連絡体制を確立し、避難所の早期開錠を行う。
- ・ 施設管理者以外の避難場所の開錠方法を検討する。（施設のスペアキー保管等）
- ・ 開設時から町内会及び自主防災組織が関わるのが理想的であることから、自治会及び自主防災組織による避難所開設を検討する。
- ・ 早期に開設が可能となるよう、災害の種別、発生個所に応じた指定緊急避難場所の開設計画を事前に策定する。
- ・ 台風の接近などにより避難勧告が夜間になると見込まれるときは、明るいうちに避難所を開設するとともに、市民等に自主避難を呼びかける。
- ・ 建物が倒壊する危険のない地域や浸水深が5m未満の地域については、自宅の2階や高い建物へ避難する垂直避難の周知を図る。

### (2) 開設した避難所について

#### 【課題】

- ・ 市の定める避難所では、片柳市営住宅の住民は栃木西中学校に避難することが住民にも周知されていたが、災害当初、栃木西中学校は避難所として開設しておらず、避難者及び避難誘導者に混乱が生じた。
- ・ 開設した避難所周辺の道路が冠水し、避難出来なかった人がいたことから、開設前の状況を把握する必要があった。
- ・ 避難勧告を出した地区から離れた場所に、避難所が開設された。
- ・ 住民等が想定していた避難所ではなく、他の避難所を開設したため、避難者及び避難誘導者に混乱が生じた。
- ・ 被災地に近い避難所ではなく、避難者にとって住環境が良い避難所を開所したことから、住民に混乱が生じた。
- ・ 避難する際に、増水した河川を横断しなければならないため、避難所に避難できない人がいた。
- ・ 避難所周辺が浸水し、たどり着くことが困難だった。



- ・避難所までの距離が遠く、徒歩での避難が出来ず、車で移動した方がいたが、徒歩での避難を原則としていたため、駐車場について検討されていなかった。

#### 【対応策】

- ・全ての避難所について、避難所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域にないか、耐震化の状況等を調査し、指定避難所の見直しを行う。
- ・災害種別ごとの避難所を位置づけし、市民へ十分周知する。
- ・避難経路を設定し、ハザードマップ等で市民への周知を行う。
- ・自治会等で日頃から避難訓練を実施し、避難経路や危険箇所の点検を行うよう働きかける。
- ・市界に近い地域では、近隣市町と災害協定を結び、他市町の避難所を利用できるようにする。

### (3) 避難所の居住性について

#### 【課題】

- ・体育館の床の上に毛布 1 枚で寝ており、身体が痛くなり、十分な睡眠がとれないなど、被災者が休息することが出来なかった。
- ・トイレが和式であり、施設に段差等があるなど、お年寄りや障害者の方等への配慮がなされていなかった。
- ・避難行動要支援者のためのベッド、それ以外の避難者にも布団やまくら等の寝具が必要であった。
- ・体育館等のオープンフロアにおいては、避難者のプライバシーの問題があった。
- ・寝具などの備品が不足していた。
- ・道路が冠水したため、備蓄倉庫から避難所に備蓄品を配送することができなかった。
- ・体育館では、入浴施設がない等、長期に及ぶ場合、避難者に負担がかかる。
- ・日数が経つにつれて避難所を集約すべきである。
- ・避難者に対して災害情報等の情報提供がなかった。
- ・避難者にとって必要な物資が、届かなかった。
- ・ペットの扱いについて、不明確だった。

#### 【対応策】

- ・高齢者や障がい者の方等が居住しやすくなるよう、避難所のバリアフリー化を図る。
- ・何時でも避難所として使用できるよう、施設の維持管理を徹底する。
- ・避難所の居住性の向上を図るため、寝具や空調施設等について検討する。
- ・短期的に使用する避難所と長期的に使用する避難所に区別し、長期的に使用する避難所については特に居住環境の向上を図り、長期化する場合は、長期的に使用する避難所に避難者を集める。
- ・福祉施設との災害協定を締結し（平成 28 年度締結予定）、福祉避難所の指定を行う。
- ・福祉避難所に、災害時に避難された高齢者、障害者、妊婦等を優先的に受け入れる。
- ・避難所が円滑に開設し運営できるよう、職員を対象に避難所開設訓練を実施する。

- ・避難所に備蓄品が輸送できない状況となった場合にも対応できるよう、各避難所に備蓄倉庫を設置する。
- ・災害ボランティアセンターとの連携により、スムーズな支援物資の提供を行える体制をとる。
- ・ペットの取扱いに関してルール化し、ハザードマップへの記載を行う。

#### (4) 避難所での食事について

##### 【課題】

- ・災害協定を締結している業者に弁当を発注したため、食事の配達される時間が遅く、避難者の食事の時間が不規則になってしまった。
- ・業者の弁当であるため、揚げ物などの油ものが多いなど、高齢の方にとっては好ましくなかった。
- ・避難所を回って食事を配達していたため、避難所に届けるのに時間がかかった。
- ・市が備蓄している食糧としては、クラッカーやアルファ米が多く、簡単に食事として食することができ、職員も簡単に準備できる備蓄品がなかった。

##### 【今後の対応策等】

- ・市内にある弁当業者やコンビニなどと災害協定を締結するなど、弁当等を提供することが可能な企業を拡充する。
- ・配達時間の短縮のため、災害協定の有無にかかわらず、避難所に近い業者に弁当の発注を行い、避難所に届けてもらう。
- ・避難者がすぐに食べることができ、職員も簡単に準備ができるパンの缶詰等の備蓄をする。
- ・避難者に配慮した食事を提供する。

#### (5) 避難者のプライバシーの保護について

##### 【課題】

- ・避難所に間仕切りが備蓄品として備蓄されていなかったり、数が少なかったりして、プライバシーを確保したいと思っている避難者の要望に答えられなかった。
- ・体育館等のオープンフロアにおいては、避難者のプライバシーの問題があった。
- ・着替えができる等の個室を確保していなかったため、車中で着替えている人がいた。
- ・プライバシーの保護に関する、職員の認識が薄かった。
- ・職員が、避難所運営マニュアルが整備されていないため、運営するために何が必要かわからなかった。

##### 【対応策】

- ・避難所派遣職員の役割・避難所の運営方法の明確化を図るため、避難所運営マニュアルを作成する。
- ・避難所が円滑に開設し運営できるよう、職員を対象に避難所開設訓練を実施する。
- ・施設管理者と協議し、更衣室の確保を図る。また部屋が確保できない場合は、更衣室を確保するための仕切り等を備蓄する。

- ・プライバシー保護のため間仕切りを積極的に利用する。

## (6) 避難所での女性に対する配慮について

### 【課題】

- ・女性が着替えをしたり、授乳をしたりするための部屋がなかった。
- ・女性の洗濯物を干すスペースが、別に確保されていなかった。
- ・女性用生理用品を準備していなかった。
- ・避難してきた妊婦さんを、床の上ではなく保健室を使わせてほしいとの話があったが、保健室を使用することができなかった。
- ・避難している女性が相談しやすいように女性職員を常に配置しておく必要があった。

### 【対応策】

- ・女性のための部屋を確保する。また、部屋が確保できない場合は、スペースを確保するための仕切り等を備蓄する。
- ・妊婦が避難生活を送りやすいよう部屋を設けることや、特別な避難所の設置などについて検討する。
- ・女性や子供等が使用する物資の備蓄について、避難当初から対応できるよう、常備しておく。
- ・女性職員を配置するよう配置計画を作成する。

## (7) 避難所を運営するうえで不足したものについて

### 【課題】

- ・テレビやラジオ等がない、または設備がなく、災害情報等を得ることができなかった。
- ・避難所に対し、市からの情報提供がなかった。
- ・地震を想定した備蓄品が多く、水害の避難者が必要とする物を提供することが出来なかった。
- ・子供や高齢者等を考慮した備蓄品が確保されていなかった。
- ・保存食や水を中心に、備蓄をしていた。
- ・避難所の職員が必要とする備品等について、考慮していなかった。

### 【対応策】

- ・情報を収集するために、避難所にテレビがある施設については、テレビを見ることができる環境の整備を行う。また、無い施設については、レンタル等を検討する。
- ・防災ラジオについては、避難所となる全施設に配布する。
- ・市からの情報提供の強化として、張り紙等により毎日情報を提供する。
- ・コミュニティFMくらら857を活用して、災害情報を配信する。
- ・今回の災害で不足した着替え用の衣服や紙オムツなどの備蓄品については、今後備蓄をしていく。
- ・避難所の担当者が必要とする備品等も備蓄の対象とする。

## 2.7 消防活動

### 2.7.1 主な消防活動

9月9日

- 11:14 都賀地域 水防巡回
- 13:54 栃木地域 水防巡回
- 13:58 大平地域 水防巡回
- 14:04 藤岡地域 水防巡回
- 14:14 西方地域 水防巡回
- 14:15 岩舟地域 水防巡回
- 16:00 藤岡町部屋地内 住宅床下浸水防止のため藤岡方面隊と連携し積土のう100袋実施
- 16:35 梓町地内 用水路より越水したため、近隣住宅及び道路が冠水。住民避難誘導、栃木方面隊と連携し住宅浸水、越水箇所に積土のう実施
- 17:00 都賀町地内 都賀方面隊土砂災害警戒情報に伴い広報活動
- 17:08 大平町西水代地内 工場内への浸水防止のため積土のう20袋実施
- 17:13 岩舟町小野寺地内 三杉川が越水の恐れあり、岩舟方面隊と連携し積土のう実施
- 17:15 栃木地域 栃木方面隊土砂災害警戒情報発令に伴い広報活動
- 17:20 都賀町大橋地内 都賀方面隊水路の越水による積土のう500袋実施
- 17:25 鍋山町地内 住宅浸水に対し積土のう50袋実施
- 17:30 西方町真名子地内 水路の越水による住宅浸水防止のため、西方方面隊と連携し積土のう150袋実施
- 17:45 片柳町三丁目地内及び大平町川連地内 用水路が氾濫し道路冠水、付近住宅へ浸水の恐れがあるため、戸別訪問。浸水危険箇所へは、栃木方面隊と協力し積土のう約100袋実施
- 17:55 柏倉町地内 住宅の裏山の崩落により排水路に土砂が堆積し、雨水が台所に流入。家人を避難所へ誘導
- 18:00 岩舟町小野寺地内 岩舟方面隊土砂災害警戒情報に伴う広報活動
- 18:10 梓町地内 用水路越水箇所に積土のう800袋実施
- 18:50 西方町真名子地内 住宅北側山林土砂崩れを確認、西方方面隊住民の避難誘導



岩舟町三杉川越水



片柳町3丁目冠水

- 19:17 菌部町地内 水道庁舎菌部浄水所（送水ポンプ4台）が水没、栃木消防署ポンプ車で排水作業実施
- 19:58 菌部町地内二杉橋付近 積土のう400袋、栃木方面隊ポンプ車で排水作業実施
- 20:19 片柳町四丁目 市営団地 住民をボートで救助。以後、栃木方面隊と連携し市営団地周囲の住民の避難状況確認及びボートで救助
- 20:26 菌部町地内 永野川右岸二杉橋上流約100m付近住宅が床上浸水しており、取り残されている人がいるとの大平小隊からの救助要請があり、ボートで現場周辺の逃げ遅れの確認実施
- 20:52 巴波川開運橋下流右岸付近 越水の危険が有る為、積土のう200袋実施
- 20:57 都賀町大柿地内 逆川氾濫の危険あり住民を避難誘導
- 22:11 藤岡町蛭沼地内 藤岡第2浄水場付近、越水危険の為積土のう230袋実施  
藤岡方面隊ポンプ車2台による排水作業実施
- 22:17 錦町大川橋周辺及び入舟町開運橋下流右岸 積土のう実施中、道路上に河川の水が溢れだしたため、避難広報、避難誘導を開始、時間の経過と共に水位上昇が激しく、大川橋周辺は地元住民より世帯情報の提供を受けながら歩行困難高齢者等多数を順次背負いにより救助、中央小学校に搬送
- 23:40 錦町地内 背負いにて多数救助、南中学校まで搬送



水道庁舎排水作業

## 9月10日

- 0:30 野中町、箱森町、大町、嘉右衛門町、小平町、錦町、入舟町、柳橋町、富士見町、本町、境町地内一帯において栃木方面隊と連携し救助、避難誘導
- 0:35 片柳町三丁目地内及び大平町川連地内 周辺住宅への浸水の恐れがあるため、栃木方面隊と連携し積土のう400袋実施。再度付近住民宅へ戸別に訪問し避難誘導、水深約1mを超える地域からボートで救助
- 0:40 大宮町地内 床下浸水の住宅さらに水位上昇中のため、家人を背負いにて救助。
- 0:37 都賀町富張地内 国道293号線で土砂崩れ発生、重機による土砂排除を行いながら要救助者無しを確認
- 0:55 都賀町臼久保地内 社会福祉法人都賀の里ひばり野学園北西斜面土砂崩れにより作業場倒壊、避難困難者及び要救助者有無を確認
- 1:00 西方町本城地内 調整池ダム決壊の情報あり。現地確認のため、出動したが水量が激しく確認不能。付近住民の避難誘導活動を優先



調整池ダム



- 2:30 箱森町地内 逃げ遅れ高齢者救助
- 3:26 大平町富田地内 建物火災 全焼3棟、部分焼1棟
- 3:40 吹上町地内 吹上小北西アンダーパス水没車両から救助
- 3:46 都賀町深沢地内 逆川左岸洗掘確認、近隣住民へ避難広報実施。都賀方面隊と連携し竹流し工法実施
- 6:03 大平町川連地内 建物火災 全焼2棟、半焼1棟
- 9:00 大平町下高島地内 永野川若菜製作所付近堤防下流の住民に避難広報。自力非難が困難な住民を背負い救助
- 9:30 大平町下高島地内 巴波川寿橋約1キロ下流右岸堤防削掘確認 1トン土のう55袋で削掘防止。付近への立入を制限
- 9:50 岩舟町静和地内 水没車両からボートで救助
- 10:00 大平町蔵井地内 永野川山下橋上流約300m左岸堤防削掘に木流し工法実施
- 16:45 藤岡町中根地内 住宅浸水のため藤岡方面隊と連携し積土のう400袋実施
- 16:58 藤岡町新波地内 新波交差点北方、水没車両からボートで救助
- 17:31 藤岡町甲地内中耕橋付近 水没車両からボートで救助



逆川洗堀に竹流し施工

### 9月11日

- 3:32 藤岡町赤麻地内 住宅浸水のため、藤岡方面隊と連携し積土のう100袋実施
- 7:04 藤岡町甲地内 蓮華川十三橋付近車両水没、ボートで救助
- 13:18 藤岡町部屋地内 部屋地区一帯冠水のため藤岡方面隊と連携しボートで救助活動実施

### 9月13日

- 7:11 藤岡町甲地内 蓮華川中耕橋西側田圃内に水没した軽ワゴン車から溺死者1名発見



藤岡町水没車両検索

## 2.7.2 課題と対応策

### 【課題】

- 避難勧告の発令地域、避難所開設など災害対策本部と消防本部、消防団との情報共有ができなかった。
- 土砂災害警戒情報発令直後車両による広報を行ったが、その後は災害が多発した為広報まで手が回らなかった。また、豪雨の中の広報の効果は限界がある。
- 水難救助用資器材のうち救助用ボート、要救助者用・隊員用・団員用救命胴衣が不足していた。
- 無線機が不足しており現場での隊員間の連絡に苦慮した。携帯電話は水没により使用不能になった。消防団には相互通話ができる無線機が配備されてない。

### 【対応策】

- 消防職員 1 名を必要に応じて危機管理課に派遣し、通信指令課と危機管理課の連絡手段としてホットラインを設け情報を共有する。
- ケーブルテレビ、FM くらら 857、防災無線で情報を発信するとともに、市民には災害発生への恐れがある時は、市から発信される情報を積極的に得るよう、平時において啓発する。
- 不足する資器材の整備をしていく。
- 消防団には受令機に加え携帯用の無線機を配備する。

## 2.8 災害義援金受入及び配布

被災者への支援として、平成27年9月16日から12月30日まで義援金を募集した。市に寄せられた義援金については、栃木市災害対策本部において、県の基準を参考として被害に応じた配付額を決定した。

### (1) 市募集分

- ・義援金総額 19,919,140円
- ・配付対象者数 2,903件

区分	人的被害		家屋被害			
	死亡	軽傷	全壊	半壊	一部損壊・ 床上浸水	床下浸水
被害種別 1件当たりの額	37,677円	3,725円	37,253円	18,626円	11,176円	3,725円

### (2) 県募集分

- ・義援金総額 138,897,634円
- ・配付対象者数 725件

区分	人的被害		住家被害			
	死亡	軽傷	全壊	半壊	一部損壊・ 床上浸水	床下浸水
被害種別 1件当たりの額	588,301円	58,830円	588,301円	294,150円	176,490円	

※床下浸水被害、非住家は対象外

## 2.9 行政機関・民間団体からの支援

### 2.9.1 国土交通省の支援

#### ①リエゾンの派遣

国土交通省から危機管理課へ職員の派遣があり、栃木市と国土交通省との間で連絡調整を行った。 9月10日～9月12日

#### ②排水ポンプの設置

藤岡地域部屋地区周辺の大規模な浸水被害については、西前原排水機場が浸水により機械が停止し、渡良瀬遊水地への排水ができなくなったことから被害が生じたものである。

地区の水を渡良瀬遊水地内へ排出するため、排水ポンプ車等を国土交通省利根川上流河川事務所において手配いただき復旧の支援を得た。

9月10日～9月16日



排水の状況



西前原排水機場内部



## 2.9.2 栃木県の支援

- ①災害情報連絡員の派遣（9月15日～9月18日 1名）
- ②災害情報連絡員の派遣（9月24日 1名）
- ③災害情報連絡員の派遣（9月25日 1名）

## 2.9.3 他行政機関等からの支援

- ①佐野市（給水車）
- ②宇都宮市（給水車）
- ③茂木町（ペットボトル水）
- ④芳賀町【芳賀中部上水道企業団】（給水車）
- ⑤鹿沼市（災害廃棄物搬入受入れ）
- ⑥埼玉県嵐山町（災害廃棄物搬入受入れ）
- ⑦埼玉県寄居町（災害廃棄物搬入受入れ）
- ⑧茨城県かすみがうら市（災害廃棄物搬入受入れ）
- ⑨滝川市（職員の派遣）

## 2.9.4 主な関係団体（災害時応援協定団体）からの支援

- ①栃木市建設業協同組合
- ②イオンリテール株式会社イオン栃木店
- ③株式会社ヤオハン
- ④ケーブルテレビ株式会社
- ⑤社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会
- ⑥芙蓉レンタル株式会社
- ⑦とちぎコープ生活協同組合
- ⑧栃木市公認管工事協同組合